

<お知らせ>

消費税率10%への引上げ時期が変更される場合、今年（平成28年）行う「直系尊属からの住宅取得等資金の贈与」について、**贈与税非課税枠の最大3,000万円への拡大は適用されません。**

（現行の非課税枠最大1,200万円が引き続き適用されます）

1. 予定されていた措置

平成29年4月に予定された消費税率10%への引上げによる負担を緩和する措置として、直系尊属（例：父母や祖父母）から住宅取得等（新築・取得又は増改築等）のための資金の贈与を受けた場合に、**最大3,000万円までの贈与につき贈与税を非課税とする措置の実施が決定されていました。**

<最大3,000万円の非課税措置の対象（消費税率引上げ時期の変更前）>

- ① 平成28年10月～平成29年9月に住宅取得等の契約
- ② 資金贈与を受けた翌年の3月15日までに住宅の取得等
- ③ **住宅の取得等に実際に適用される消費税率が10%**
- ④ 資金贈与を受けた方が、贈与を受けた翌年の2月1日～3月15日に確定申告を行う

2. 消費税率引上げ時期が変更される場合の措置

「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」（平成28年8月24日閣議決定）に基づき、消費税率引上げの時期を平成31年10月へと変更することに関する法律案が国会に提出されています。

1. のとおり予定されていた贈与税非課税枠の拡大は、住宅の取得等に実際に適用される消費税率が10%となる場合（上記1. ③）に限定されています。このため、**消費税率引上げ時期が変更される場合、今年行う住宅取得等資金の贈与については、非課税枠の拡大措置の適用対象とはなりませんので、ご注意ください。**

なお、消費税率引上げ時期が変更される場合には、現在実施されている最大1,200万円の贈与税非課税措置が継続して適用されることとなります。（裏面のQ&Aもご覧ください）

<消費税率引上げ時期が変更される場合に引き続き適用される贈与税非課税枠>

- ✓ 質の高い住宅： 1,200万円まで
- ✓ その他の住宅： 700万円まで

国土交通省住宅局

TEL:03-5253-8111（代表）

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/zeisei_index2.html

消費税率引上げ時期の変更及び関連する税制措置については、関係法律案の成立が前提となります。

Q & A

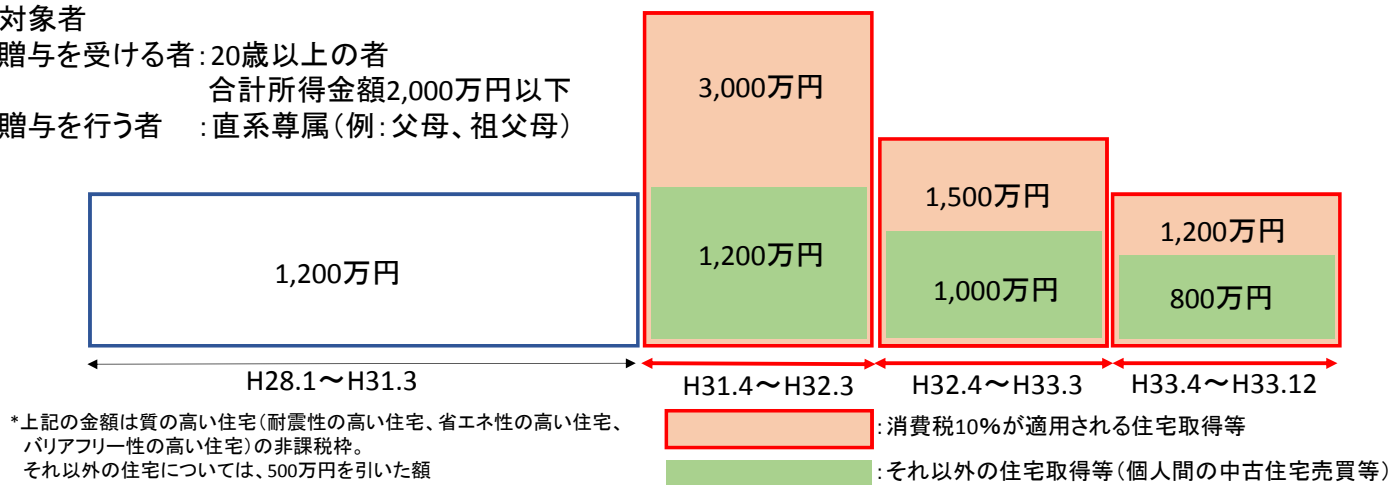
Q1. 消費税率引上げ時期が変更される場合、贈与税の非課税措置はどうなりますか？

A1. 消費税率10%への引上げの時期が平成31年10月に変更される場合、住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税非課税措置は、下図のとおりとなります。**最大3,000万円までの贈与につき贈与税を非課税とする拡大措置**の開始も、2年半延期されます。

消費税率引上げ時期が変更される場合の贈与税非課税措置

○ 対象者

- ・贈与を受ける者：20歳以上の者
合計所得金額2,000万円以下
- ・贈与を行う者：直系尊属(例：父母、祖父母)



Q2. 消費税率引上げ時期の変更に関する法律案が10月1日までに国会で成立しない場合には、10月1日以降法律の成立までは、最大3,000万円の非課税枠が適用されますか？

A2. 非課税枠の拡大は、住宅の取得等に実際に適用される消費税率が10%となる場合に限り適用される措置です。仮に、関係法律案が10月1日以降に成立する場合であっても、法律案が成立し消費税率引上げ時期が変更される場合には、**贈与税非課税枠の拡大措置は適用されません**ので、ご注意ください。

Q3. 消費税率の引上げを見越して、今年、すでに子供の住宅取得のために資金贈与を行いました。最大3,000万円の非課税枠の適用を受けることはできますか？

A3. 贈与税非課税枠の拡大措置の適用は、**住宅の取得等に実際に適用される消費税率が10%となる場合に限られます**。**消費税率引上げ時期が変更される場合、非課税枠の拡大の対象とはなりません**ので、ご注意ください。なお、上図のとおり、最大1,200万円の非課税枠の適用を受けることは可能です。

Q4. 消費税率引上げ時期が変更される場合、住宅ローン減税やすまい給付金制度はどうなりますか？

A4. 消費税率の引上げ時期が変更される場合、住宅ローン減税については、現行の制度(最大400万円控除(長期優良住宅等の場合最大500万円))が平成33年12月まで延長されることとなります。また、すまい給付金についても、実施時期が平成33年12月まで延長されるほか、消費税率10%への引上げを前提として予定されていた給付拡大措置(最大50万円の給付)の開始が2年半延期されることとなります。

すまい給付金制度についての詳細は、すまい給付金事務局(電話:0570-064-186)までお問い合わせ下さい。